常滑市特殊詐欺対策装置等の購入費用を助成します！

受付期間：令和８年４月１日(水)～令和９年３月 31 日（水）

- **常滑市に住所を有する世帯を対象**
- **１世帯１台限り、先着順で受け付け**
- **常滑市内の販売店で購入されたもの**

補　助　制　度　の　概　要

目的	電話機に接続又は内蔵されている特殊詐欺対策装置等の普及を促進し、深刻化する特殊詐欺被害の未然防止を図る。
対象者	市内在住で住民基本台帳に記録されている者で以下の要件をすべて満たすもの ・市税等の滞納がない者 ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者 ・今までに本制度による補助金の交付を受けていない世帯の者
対象となる装置等	・固定電話機に付ける自動応答録音装置又は自動着信拒否装置 ・自動応答録音装置又は自動着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機 ・令和８年４月１日以降に購入された新品のもの ・常滑市内の販売店で購入されたもの
補助金額	補助対象装置等購入費の１／２　上限額：５，０００円 ※１００円未満の端数が生じた場合は切り捨て。 ※ポイント値引きをした場合、ポイント値引きを差し引いた経費が補助対象となります。
ご注意	補助金の交付は、１世帯につき１台限りです。
問い合わせ先	常滑市役所　市民生活部　市民協働課 住所：常滑市飛香台３丁目３番地の５ 電話：０５６９－４７－６１０８（直通） FAX：０５６９－３５－３９３９ メール: kyodo@city.tokoname.lg.jp